

印鑑、印鑑登録

○印鑑

日本では、役所への申請書類や、大事な郵便物の受け取り、宅配の小包の受け取りなどに、サインと同じような意味で印鑑を使用します。このような用途には、通常、「認め印」という小型の印鑑を使います。

○実印と印鑑登録証明書

市区町村の役所に、印鑑登録した印鑑を「実印」といいます。

実印として使う印鑑は、偽造しにくい、比較的大型の印鑑を用います。本名、登録している通称又はフリガナ併記名の印鑑で登録してください。

市区町村の役所で、登録手続きをします。

西宮市では

西宮市役所市民課 0798-35-3108 または各支所、サービスセンター、アクタ西宮ステーション（土日祝を除く）

その印鑑が実印であることを証明する書類を、「印鑑登録証明書」といいます。

実印を使用する場合、印鑑登録証明書を添付し、実印であることを証明します。

日本では、土地や家、自動車を買うときなど、重要な契約をする際に、「実印」や「印鑑登録証明書」が必要になります。

○印鑑登録

印鑑登録は、私たちの財産と権利を守る、大切な制度です。

(1) 印鑑登録ができる人

15歳以上で、その市区町村の住民基本台帳に記録されている人です。

(2) 登録方法

印鑑登録申請は、本人が申請する場合、登録する印鑑と在留カード等（在留カード、特別永住者証明書、パスポートのうちいずれか1つ）を持参すれば、その日のうちに印鑑登録ができます。

代理人が申請する方法もあります。

○印鑑登録証(カード)

印鑑登録すると、印鑑登録証(カード)が発行されます。この印鑑登録証(カード)を、市区町村の担当窓口に掲示して、本人(または代理人)が申請すれば、印鑑登録証明書がもらえます。

※注 市区町村によって、申し込み先、申し込み方法、サービスの種類、名称が違うことがあります。詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。